球磨支援学校における服薬に関するガイドライン

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　保健体育部

１　設置の必要性

　①　感冒症状などの病後の回復期の服薬や持病の治療のため、保護者から服薬を依頼されることがある。また、給食時の服薬に加え、備蓄品として、宿泊学習や修学旅行時の携行品としても薬を預かる必要がある。

　②　学校での服薬をより安全に確実に実施するために、服薬が必要な場合の対応について、職員および保護者の共通理解が必要である。

２　具体的ガイドライン

1. 学校での職員による児童生徒への服薬支援は、やむを得ない場合に限る。

　　（やむを得ない場合とは、登校が可能とされた児童生徒について、慢性の病気・病後の回復期等のため必要とされる服薬の時刻が学校生活時間内にかかる場合を言う）

1. ①において服薬を実施する場合は、保護者による「服薬依頼書」を必要とする。

　この場合、医師が処方した内服薬等を、薬の内容や服用の仕方などを確認の上、担任もしくは養護教諭が確実に実施する。「服薬依頼書」の提出がなく、薬のみを持参し、保護者に連絡が取れない場合、学校においての服薬はできない。

※症状に対して、教師が判断を要する服薬の支援には応じない。

例：「熱が出たら飲ませてほしい」「症状が緩和したら中止してほしい」など

ただし、精神安定薬については、本人が服薬を訴えた場合のみ、保護者に連絡し、承諾を得た上で服薬支援をする。

※薬は、原則として病院からの処方薬のみとする。

月経痛緩和を目的とした解熱鎮痛薬については、保護者、担任、養護教諭で十分に共

通理解を行い、市販薬の服薬にも応じる。

※張替用の湿布、ハンドクリーム等については、使用に際して職員の支援が必要な場合、「服薬依頼書」の提出を必要とする。

　③　けいれん重責発作予防のための坐薬については、主治医の「服薬指示書」及び保護者の「実施依頼書」の提出がある場合に限り、保護者と連絡を取り合い、複数の教師の観察において坐薬の使用をすることができるものとする。

④　預かる薬の量は、原則として当日分のみとする。ただし、常用している薬については、１週間分を限度とし、まとめて預かる。

⑥　その他

　※施設からの通学生の場合は、直接保護者からの服薬依頼には応じられない。安全及び管理の上から必ず施設を通しての依頼となる。

　※児童生徒が自分で服薬できる場合でも、事故防止及び服薬確認のため、「服薬依頼書」の提出を必要とする。

　※服薬の内容が変更になった場合は、「服薬依頼書」等の再提出を必要とする。

　※薬等の保管場所については、保健室の薬品庫とする。原則として、給食時に担任が保健室に取りに来るようにする。（「坐薬」については保健室の冷蔵庫で保管）

※児童生徒が薬等を持参した場合、担任は必ず「服薬依頼書」と薬を照合し、保健室へ預ける。また、氏名と服薬する日にちの記載がない薬等については、担任が外包に記入ししたうえで預けること。